

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における学生に関する基本方針

令和 2 年 12 月 10 日
運営企画会議決定

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）において、本学学生が、東京 2020 大会において「おもてなしの心」や「責任感」など、日本人の強みを活かした活動を行い、社会の一員であることを自覚し、社会奉仕の大切さや個人の尊厳、社会連携の理念について認識を深めるため、東京 2020 大会に関わる機会を与えるとともに、東京 2020 大会に積極的に関わることで、将来、より実践的な体育指導者として活躍できるよう配慮する。

1. 東京 2020 大会期間中の授業の開講については、学修の機会を失うことのないよう、令和 3 年度の学事日程を配慮する。
2. 東京 2020 大会関連事業に参加したことで、授業に出席できなかった学生への配慮を行う。
3. 東京 2020 大会を、「みる」、「ささえる」ための取り組み（パブリックビューイング等）を行う。
4. 上記取り組みに必要な財政支援を行う。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 10 日から施行する。
- 2 この方針は、東京 2020 大会が終了した日をもって廃止する。
- 3 平成 29 年 9 月 14 日運営企画会議決定「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティア参加学生に関する基本方針」は廃止する。